

12,350円 証紙		
------------	--	--

を

12,600円 証紙		
------------	--	--

に、

10,300円 証紙		
10,250円 証紙		

を

12,150円 証紙		
12,100円 証紙		
12,050円 証紙		
12,000円 証紙		
10,150円 証紙		
10,100円 証紙		
10,050円 証紙		

に、

8,250円 証紙		
8,200円 証紙		

を

8,650円 証紙		
8,150円 証紙		
8,100円 証紙		
8,050円 証紙		
8,000円 証紙		
7,700円 証紙		
7,650円 証紙		

に、

6,650円 証紙		
-----------	--	--

6,250円 証紙		
6,200円 証紙		
6,150円 証紙		

を

6,150円 証紙		
6,100円 証紙		
6,050円 証紙		
6,000円 証紙		

に、

4,500円 証紙		
4,450円 証紙		
4,400円 証紙		
4,150円 証紙		

を

4,950円 証紙		
4,750円 証紙		
4,600円 証紙		
4,500円 証紙		

に、

4,050円 証紙		
-----------	--	--

を

4,050円 証紙		
4,000円 証紙		
3,700円 証紙		

に、

3,300円 証紙		
3,200円 証紙		

を

3,350円 証紙		
3,200円 証紙		
3,100円 証紙		

に、

2,800円 証紙		
-----------	--	--

を

2,950円 証紙		
-----------	--	--

に、

2,400円 証紙		
2,200円 証紙		

を

2,400円 証紙		
-----------	--	--

に、

1,900円 証紙		
-----------	--	--

を

1,900円 証紙		
1,850円 証紙		

に、

1,150円 証紙		
1,100円 証紙		

を

1,150円 証紙		
-----------	--	--

に改める。

様式第5号の2中「兵庫県出納長」を「兵庫県会計管理者」に、

20,400円証紙									
14,400円証紙									

を





を

4,050円証紙									
4,000円証紙									
3,700円証紙									

に、

3,300円証紙									
3,200円証紙									

を

3,350円証紙									
3,200円証紙									
3,100円証紙									

に、

2,800円証紙									
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

2,950円証紙									
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に、

2,400円証紙									
2,200円証紙									

を

2,400円証紙									
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に、

1,900円証紙									
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

1,900円証紙									
1,850円証紙									

に、

1,150円証紙									
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1,100円証紙										
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

1,150円証紙										
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第5号の3中「兵庫県出納長」を「兵庫県会計管理者」に、「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、平成19年6月2日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第8条、第10条、第11条の2第2項、第14条及び第15条の改正規定、様式第3号の2の改正規定（「兵庫県出納長」を「兵庫県会計管理者」に改める部分に限る。）、様式第5号の2の改正規定（「兵庫県出納長」を「兵庫県会計管理者」に改める部分に限る。）並びに様式第5号の3の改正規定 平成19年4月1日
- (2) 別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20の改正規定建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日
- (3) 別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項中12を13とし、11の次に12を加える改正規定 平成19年6月1日

告 示

兵庫県告示第408号の3

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

表知事の管理に属するもの中「農林水産技術総合センター」を「農林水産技術総合センター 森林動物研究センター」に改める。

表教育委員会の管理に属するもの中「埋蔵文化財調査事務所」を「考古博物館」に改める。

表教育委員会の管理に属するもの中盲学校から淡路養護学校までを次のように改める。

- 視覚特別支援学校
- 淡路視覚特別支援学校
- 神戸聴覚特別支援学校
- こばと聴覚特別支援学校
- 姫路聴覚特別支援学校
- 豊岡聴覚特別支援学校
- 淡路聴覚特別支援学校
- のじぎく特別支援学校
- 神戸特別支援学校
- 阪神特別支援学校
- こやの里特別支援学校
- 上野ヶ原特別支援学校
- 高等特別支援学校
- 水上特別支援学校
- いなみ野特別支援学校
- 北はりま特別支援学校
- 姫路特別支援学校

播磨特別支援学校  
 赤穂特別支援学校  
 西はりま特別支援学校  
 出石特別支援学校  
 和田山特別支援学校  
 淡路特別支援学校

### 教育委員会告示

#### 兵庫県教育委員会告示第5号

平成9年兵庫県教育委員会告示第2号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

兵庫県教育委員会

委員長 平田 幸 廣

表中

県立盲学校等高等部入学者選考	学力検査の教科別得点	合格発表の日の翌日から1週間	各県立盲・聾・養護学校
----------------	------------	----------------	-------------

を

県立特別支援学校等高等部入学者選考	学力検査の教科別得点	合格発表の日の翌日から1週間	各県立特別支援学校
-------------------	------------	----------------	-----------

に改める。

### 教育長訓令

#### 兵庫県教育長訓令第2号

本 庁  
 地 方 機 関  
 教 育 機 関

教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県教育長 吉 本 知 之

#### 教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等職員服務規程（昭和44年兵庫県教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。  
 第6条第1項中「おいて、職員き章については」を「おいては」に改める。



様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

(表 面)

		職 員 証
5.4 センチメートル	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写 真</div>	職員番号 氏 名 生年月日 年 月 日 <small>上記の者は、兵庫県職員であることを証明する。</small>  兵 庫 県 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
	← 2.5センチメートル →	8.5センチメートル

(裏 面)

【遵守事項】

- 1 本証は、常に携帯すること。
- 2 本証を紛失し、又は損傷したときは、速やかにその旨を届け出て、再交付を受けること。
- 3 職員でなくなつたときは、速やかに返還すること。
- 4 本証を第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日から引き続き職員である者に交付する改正後の教育委員会事務局等職員服務規程第5条第2項に規定する職員証については、当分の間、改正前の教育委員会事務局等職員服務規程様式第2号によることができる。

兵庫県教育長訓令第3号

本 庁  
地 方 機 関  
県 立 学 校  
教 育 機 関

兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則施行細則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県教育長 吉 本 知 之

兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則施行細則等の一部を改正する訓令

(兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則施行細則の一部改正)

第1条 兵庫県立盲学校等の管理運営に関する規則施行細則（昭和39年兵庫県教育長訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

本 庁  
県立特別支援学校

題名を次のように改める。

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則施行細則

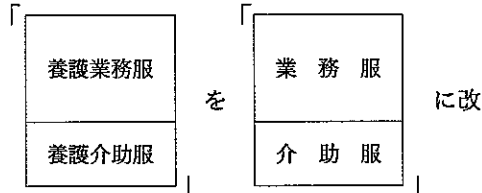
本則中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

(職員被服等貸与規程の一部改正)

第2条 職員被服等貸与規程(昭和41年兵庫県教育長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

別表県立学校に勤務する者の款教育職にある者の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、「(養護学校に勤務する者を除く。)」を削り、同款盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する者の

項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、



める。

(兵庫県立学校処務規程の一部改正)

第3条 兵庫県立学校処務規程(昭和44年兵庫県教育長訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「兵庫県立盲学校、兵庫県立聾学校及び兵庫県立養護学校」を「兵庫県立特別支援学校」に改める。

(教育委員会事務局等職員の日額旅費に関する規程の一部改正)

第4条 教育委員会事務局等職員の日額旅費に関する規程(昭和47年兵庫県教育長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、「心身の」を削る。

(市町村立学校県費負担教職員の日額旅費に関する規程の一部改正)

第5条 市町村立学校県費負担教職員の日額旅費に関する規程(平成5年兵庫県教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「心身の故障」を「障害」に改め、同条第2号中「第73条の21第1項」を「第73条の21」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

(兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部改正)

第6条 兵庫県立学校教職員健康管理規程(平成9年兵庫県教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「兵庫県立盲学校、兵庫県立聾学校及び兵庫県立養護学校」を「兵庫県立特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校(以下「盲学校等」という。)」を「特別支援学校」に改める。

第16条第3号中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県教育長訓令第4号

本 庁  
人と自然の博物館

兵庫県立人と自然の博物館の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県教育長 吉 本 知 之

兵庫県立人と自然の博物館の管理に関する規程の一部を改正する訓令

兵庫県立人と自然の博物館の管理に関する規程(平成4年兵庫県教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第15条」に改める。

第2条中「第13条第1項」を「第14条第1項」に、「第10条第2号」を「第5条及び第11条第2号」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 兵庫県教育長訓令第5号

本 庁  
考 古 博 物 館

兵庫県立考古博物館の管理に関する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県教育長 吉 本 知 之

## 兵庫県立考古博物館の管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、兵庫県立考古博物館管理規則（平成19年兵庫県教育委員会規則第71号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、兵庫県立考古博物館の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任)

第2条 教育長は、規則第13条第1項の規定により委任された事務のうち、規則第5条及び規則第10条第2号に規定する事務以外の事務を館長に委任する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 病院局管理規程

病院局自家用電気工作物保安規程をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県病院事業管理者 黒 田 進

## 兵庫県病院局管理規程第1号

## 病院局自家用電気工作物保安規程

(目的)

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の管理に属する自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安の確保について必要な事項を定めるものとする。

(保安管理者)

第2条 電気工作物が設置されている施設ごとに保安管理者を置くものとし、当該施設を所管する病院長をもって充てる。

(保安業務組織)

第3条 保安管理者は、電気工作物の保安業務を総括管理する。

2 保安業務の担当区分及び指揮命令系統は、管理者が別に定める。

3 電気工作物が設置されている施設に、主任技術者及び必要に応じて電気工作物に係る保安業務に従事する者を、管理者が別に定めるところにより配置する。ただし、保安管理業務を外部委託することにより、主任技術者の配置に替えることができる。

4 前項ただし書の規定に基づき保安管理業務を外部委託した場合において必要な事項は、委託契約の相手方との契約で定める。

(主任技術者の義務)

第4条 主任技術者は、保安管理者の命を受け、電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安業務を監督する。

2 主任技術者は、保安管理者の命を受け、電気工作物の法定事業者検査に関する業務を監督する。ただし、電気工作物の規模等により必要でない施設については、この条項は適用しないものとする。

(代行者の指定)

第5条 保安管理者は、主任技術者がやむを得ない理由により不在となる場合に、その業務を代行する者を、あらかじめ指定しておくものとする。

(主任技術者の意見の聴取)

第6条 管理者は、電気工作物に係る保安上の重要な事項を決定し、又は実施しようとするときは、主任技術

者の意見を求め、これを尊重するものとする。

(保安教育)

第7条 保安管理者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、保安上必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

(保安に関する訓練)

第8条 保安管理者は、必要があると認めるときは、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、事故及び災害が発生したときの措置について、実地指導訓練を行わなければならない。

(工事計画)

第9条 管理者は、電気工作物の工事計画を決定しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために、電気工作物の重要な修繕工事及び改良工事(以下「**保修工事**」という。)の年度計画を立案し、保安管理者に提出しなければならない。

(工事の実施)

第10条 電気工作物に関する工事は、主任技術者の立会又は指示のもとに実施しなければならない。

2 保安管理者は、電気に関する工事の実施にあたっては、その保安を確保するため、作業心得を作成しなければならない。

3 電気工作物に関する工事が完了したときは、主任技術者が保安上支障のないことを確認しなければならない。

(巡視、点検及び測定の基本)

第11条 主任技術者は、電気工作物の保安のため、保安管理者が別に定める基準により巡視、点検及び測定を行わなければならない。

2 保安管理者は、電気工作物の仕様等により必要があると認めるときは、別に定める基準を変更し、当該変更した基準により、主任技術者に巡視、点検及び測定を行わせることができる。

3 前2項の巡視、点検及び測定は、保安管理者の承認を得た年度実施計画により行わなければならない。

(電気工作物の維持)

第12条 前条第1項の巡視、点検又は測定により、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、その技術基準に適合するように当該電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じなければならない。

(事故の再発防止)

第13条 主任技術者は、事故が発生した場合において必要があると認めるときは、精密検査を行ない、その原因を究明し再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(運転又は操作)

第14条 保安管理者は、電気工作物の運転又は操作に関する次に掲げる事項について別に定めなければならない。

- (1) 平常時及び異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び方法に関すること。
- (2) 平常時及び異常時において連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法に関すること。
- (3) 軽易な事故につき、電気工作物を修理し、又はその使用を停止し、若しくは制限する等の応急措置に関すること。
- (4) 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。ただし、当該設備がない施設については、この条項は適用しないものとする。
- (5) 電気事業者と電力系統を連系する場合における協調及び異常時の安全対策に関すること。ただし、当該設備がない施設については、この条項は適用しないものとする。
- (6) 関係電気事業者との連絡に関すること。
- (7) その他必要な事項

(防災体制)

第15条 保安管理者は、台風、洪水、地震、火災等による災害に際しての、電気工作物の保安を確保するために、応急資材を備蓄するとともに、あらかじめ災害発生時の措置に関する体制(外部関係機関との協力体制及び連絡体制を含む。)を整備しておかななければならない。

(災害発生時の主任技術者の措置)

第16条 主任技術者は、災害が発生したときは、電気工作物の保安を確保するため保安管理者の命を受けなくて、保安業務の指揮監督を行うことができる。

2 主任技術者は、災害の発生に伴い危険があると認められるときは、直ちに送電を停止することができる。

(記録)

第17条 主任技術者は、電気工作物の工事及び運用に関する次に掲げる事項について保安管理者が別に定める様式に記録し、これを必要な期間保存しなければならない。

- (1) 巡視、点検及び測定に関すること。
- (2) 電気事故に関すること。
- (3) 保修工事に関すること。
- (4) 運転に関すること。

2 主任技術者は、主要電気機器の保修について、保安管理者が別に定める様式により記録し、これを必要な期間保存しなければならない。

3 保安管理者は電気工作物又は主要電気機器の仕様等により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、別に様式を定め、当該様式により、主要技術者に記録させることができる。

(法定事業者検査)

第18条 法定事業者検査は、法及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）で定めるところにより、主任技術者の監督の下に適切に実施し、主任技術者は、その記録を必要な期間保存しなければならない。ただし、電気工作物の規模等により必要でない施設については、この条項は適用しないものとする。

(責任分界点)

第19条 管理者が管理する電気工作物と電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電気供給規程に基づく電気供給契約書に定めるところによる。

(需要設備の構内)

第20条 需要設備の構内は、保安管理者が別に定める。

(危険の表示)

第21条 保安管理者は、受電室その他高圧以上の電気工作物が設置されている場所で危険があるところには、必要な表示を設けるものとする。

(補則)

第22条 この規程を実施するために必要な事項は、保安管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年3月31日から施行する。